

# 史跡江戸城石垣石丁場跡

(宇佐美北部石丁場群)

## 保存活用計画書

2021. 3

伊東市教育委員会



「羽柴越中守石場」標識石





「稲葉家」 丁場刻印石群



「毛利家」 丁場刻印石群



## 例 言

- 1 本書は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、以下「法」という。）第 129 条の 2 に基づいて作成する伊東市宇佐美地区に所在する国指定史跡江戸城石垣石丁場跡の保存活用計画書（以下「本計画」という。）である。
- 2 本計画は、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例（平成 31 年伊東市条例第 8 号、以下「条例」という。）に基づき設置された「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会」（以下「委員会」という。）において審議した内容を踏まえて、伊東市教育委員会生涯学習課がこれを取りまとめた。また、この間には法第 129 条の 7 第 1 項及び第 2 項による文化庁文化財第二課及び静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課の指導・助言を受けた。
- 3 本計画の策定にかかる事務は、伊東市教育委員会生涯学習課が行い、計画書の編集作業や史跡指定地内の植生調査等の関連業務を株式会社フジヤマに委託し、令和元年度から令和 2 年度にかけて文化庁の「史跡等保存活用計画策定事業費国庫補助金」の交付を受け事業を実施した。
- 4 本計画は、令和 3 年（2021）4 月 1 日から令和 13 年（2031）3 月 31 日までの 10 年間を計画期間とする。

# 目次

## 巻頭図版 例言 目次

### ■ 第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	4
3 委員会の設置・経緯	4
4 計画の位置づけ	7
5 計画の実施	16

### ■ 第2章 史跡を取り巻く環境

1 自然的環境	17
(1) 気候	
(2) 地形と地質	
(3) 植生	
(4) 動物等	
(5) 災害	
2 社会的環境	25
(1) 土地所有及び土地利用状況	
(2) 法規制等	
(3) 人口	
(4) 文化財	
3 歴史的環境	31
(1) 伊東市の歴史	
(2) 伊東市内の石丁場	

### ■ 第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯	37
2 指定地の調査成果概要	38
3 指定地の状況	46
(1) 指定告示	
(2) 管理団体の指定	
(3) 史跡の説明文とその範囲	

■ 第4章 史跡の本質的価値	
1 史跡の本質的価値の明示	50
2 構成要素の分類	51
■ 第5章 現状・課題	
1 各要素の現状と課題	59
(1) 本質的価値を構成する諸要素の現状と課題	
(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の現状と課題	
(3) 史跡指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状と課題	
(4) 要素全般	
2 運営・体制の現状と課題	65
■ 第6章 大綱・基本方針	
1 大綱	69
2 基本方針	70
(1) 保存管理	
(2) 活用	
(3) 整備	
(4) 運営・体制	
■ 第7章 保存管理	
1 方向性	71
2 方法	71
(1) 指定地の保存管理の手法	
(2) 現状変更等の取扱い	
(3) 史跡指定地外の周辺環境を構成する諸要素の取扱い	
(4) 追加指定	
(5) 公有地化	
(6) 調査研究	
■ 第8章 活用	
1 方向性	78
2 方法	78
(1) 基本的な活用の手法	
(2) 学校教育における活用の手法	
(3) 生涯学習（社会教育）における活用の手法	
(4) 地域における活用（地域おこし・観光）の手法	

(5) 広域連携による活用の手法

■ 第9章 整備

1 方向性	81
2 方法	82
(1) 保存のための整備	
(2) 活用のための整備	

■ 第10章 運営・体制の整備

1 方向性	85
2 方法	85
(1) 保存管理体制の整備	
(2) 市民の参画推進と連携	

■ 第11章 施策の実施計画

■ 第12章 経過観察

1 方針	88
2 方法	88

■ 巻末資料

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 計画策定の沿革

伊東市は、静岡県東端・伊豆半島の東海岸に位置し、西に天城山系、東に相模灘を臨み、市域は、東西10.45km、南北は20.45km、総面積は124.10km<sup>2</sup>である。

伊豆半島から西相模にかけての地域には、<sup>いしちょうばいせき</sup>石丁場遺跡として約170か所が確認されている（静岡県教育委員会2016）。現在、伊東市内の石丁場遺跡は25遺跡群、85丁場が確認されており（伊東市教育委員会2014）、その特徴としては、大規模な遺跡群であること、採石された跡が広範囲に散在し、標識石、矢穴石、刻印石と採掘坑や<sup>いしびきみち</sup>石曳道など多種多様に確認されていること、文献史料や絵図が比較的よく残り、採石された当時の環境も残されていることなどが挙げられる。

慶長9年(1604)から寛永13年(1636)にかけての江戸城修築に伴う<sup>こうぎごふしん</sup>公儀御普請により、諸大名は石垣用の石材を市内の山間部に求めて採石・加工しており、海岸には今でも江戸へ運ばれなかった石材が、波にさらされながらも残っている。

史跡江戸城石垣石丁場跡を含む「宇佐美北部石丁場群」は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、伊東市宇佐美地区の北部に位置し、北端は熱海市との境界、西端は多賀地川右岸までを範囲とし、伊東市最大の規模を持つ石丁場群である。地名の小字名「<sup>おいしがさわ</sup>御石ヶ沢」などからは、そこが将軍へ献上されるべき石材の特別な場所として、地元へ伝えられていたことがうかがえる。

史跡指定地は、「宇佐美北部石丁場群」の中から「羽柴越中守石場」の文字を刻んだ標識石や稲葉家、毛利家の刻印石が確認できる<sup>とうのいり</sup>洞ノ入地内の一部を対象とし、熱海市の「<sup>ちゅうはりくぼ</sup>中張窪石丁場跡」、神奈川県小田原市の「<sup>かんぼくざわしぐん</sup>早川石丁場群関白沢支群」とともに、平成28年(2016)3月1日に国史跡の指定を受けた。



早川石丁場群関白沢支群



中張窪石丁場跡



宇佐美北部石丁場群

図1-1 史跡江戸城石垣石丁場跡位置図



図1-2 史跡江戸城石垣石丁場跡（宇佐美北部石丁場群）位置図

（国土地理院 1/25,000 地形図 平成30年12月1日発行「網代」、平成29年2月1日発行「伊東」改変）

## 2 計画の目的

伊東市内の海岸から山中まで広く分布している石丁場は、昭和40年代から行われていた郷土史家による調査等を基に、昭和63年(1988)に周知の埋蔵文化財包蔵地として登録され、大規模開発計画等に対し遺跡の重要性の説明や、保護のための協議等が行われてきた。

史跡指定地内には、平成12年(2000)頃から宇佐美北部石丁場群内を巡る見学路や説明板が設置され、宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会による除草作業や小学校、県内外の団体に対する案内、伊東自然歴史案内人会によるガイド等の協力を得ながら、史跡指定後も、石丁場学習、ウォーキング、メディア撮影など様々な形で活用されている。

本計画は、主として史跡江戸城石垣石丁場跡の範囲を対象とし、その史跡としての本質的価値を確認し、適切な管理に関する取組方法、周辺の構成要素も含めた史跡の特徴を活かした整備方法等を示し、保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画を策定するものである。

## 3 委員会の設置・経緯

委員会は、伊東市の条例に基づいて設置され、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会規則（平成31年伊東市教委規則第2号）により組織及び運営について規定されており、委員会の体制は、学術各分野の専門委員と地域で活動している市民委員で構成されている。

表1-1 委員会名簿

区分	氏名	役職名等
専門委員	中島 圭一	慶應義塾大学文学部教授（文献史学）
	村木 二郎	国立歴史民俗博物館准教授（考古学）
	松田 睦彦	国立歴史民俗博物館准教授（民俗学）
	内田 和伸	奈良文化財研究所遺跡整備研究室長（造園学）
	勝山 輝男	元神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員（植物学）
	山下 浩之	神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員（岩石学）
市民委員	佐藤 康	伊東市文化財保護審議会 会長
	金刺 秀忠	宇佐美区役員（峰町内会長）
	深辺 典洋	宇佐美観光会 会長
	森 篤	宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会 理事長
	山本 勝	伊東市文化財保護監視員（宇佐美地区担当）
	鹿取 敏生	伊東自然歴史案内人会 宇佐美部会長

【オブザーバー】文化庁、神奈川県教育委員会、小田原市教育委員会、静岡県熱海市教育委員会 【事務局】伊東市教育委員会生涯学習課

表1-2 委員会の開催経過

委員会	開催日	内 容
委員会 第1回	令和元年7月5日	【議事】 (1) 今後の計画について (2) 史跡の概要について (3) 現地視察について (4) その他
市民部会 第1回	令和元年11月15日	【議事】 (1) 保存活用計画の構成について (2) 保存活用計画策定の沿革・目的について (3) 現状と課題について (4) その他
委員会 第2回	令和元年12月20日	【議事】 (1) 保存活用計画(案)について (2) その他
市民部会 第2回	令和2年2月20日	【議事】 (1) 現状と課題について (2) その他
委員会 第3回	令和2年8月26日	【議事】 (1) 保存活用計画(案)について (2) その他
委員会 第4回	令和2年12月25日	【議事】 (1) 保存活用計画(案)について (2) その他
委員会 第5回	令和3年3月24日	【議事】 (1) 保存活用計画(案)について (2) その他

委員会、市民部会の他、有志の市民による勉強会では、第5章及び第6章の内容を重点的に協議した。

表1-3 委員会における本計画検討の経過

委員会 内 容	委員会						
	委員会 第1回	市民部会 第1回	委員会 第2回	市民部会 第2回	委員会 第3回	委員会 第4回	委員会 第5回
1 計画策定の沿革・目的		○	○			○	○
2 史跡を取り巻く環境			○			○	○
3 史跡の概要			○			○	○
4 史跡の本質的価値			○			○	○
5 現状・課題		○		○	○	○	○
6 大綱・基本方針					○	○	○
7 保存管理					○	○	○
8 活 用					○	○	○
9 整 備					○	○	○
10 運営・体制の整備					○	○	○
11 施策の実施計画					○	○	○
12 経過観察						○	○

第1章 計画策定の沿革・目的



第1回委員会の様子



第3回委員会の様子



委員会現地視察



委員会現地視察



文化庁調査官現地視察



市民勉強会の様子



植生調査



植生調査

図1-3 委員会等の様子

## 4 計画の位置づけ

文化財保護法（以下、「法」という）第3条では「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであること」が示されるとともに、この法律の趣旨の徹底が政府及び地方自治体の任務とされている。また、国民・所有者の心構えとして法第4条に国民的共有財産であることの自覚が求められている。この両規定を具現化するためには、市民と行政の両者が共に不断の努力をする必要がある。

史跡江戸城石垣石丁場跡については、伊東市が管理団体として指定されており、その価値を未来に伝えていくための責任がある。

また、平成31年(2019)4月1日に施行された法改正の趣旨には「未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財の継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する」(文化庁通知2018)とあるように、史跡の保存・活用は公共の課題であり、市民と行政が協力して実施されるべきものである。地域における文化財の総合的な保存・活用を推進するため、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱(法第183条の2)を静岡県が令和2年(2020)3月に策定し、その大綱を勘案して文化財の保存・活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画(法第183条の3)を市町が作成し、国の認定を申請することができるため、今後、伊東市が文化財保存活用地域計画を策定する場合には、相互に整合させるよう考慮する。

さらに、伊東市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現手段等を総合的、体系的に示す行政運営の指針である伊東市総合計画に即するものとし、さらに、伊東市都市計画マスタープラン、伊東市景観計画等の関連性を考慮し、あわせて、本計画を伊東市の行政上の指針としてまちづくり全体に係る総合政策中に位置付けるものとする。

各種計画で関連する部分の記述に下線を付し以下に示す。

### ○第五次伊東市総合計画【令和3年度(2021)～令和12年度(2030)】 ※一部抜粋

まちの将来像を考える上での大切な考え方（基本理念）

#### 1 誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める

市民一人一人が住み慣れた地域の中で、安全で安心して心豊かな生涯を過ごす、また、本市への移住者及び観光客が安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。

#### 2 市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める

本市のまちづくりの課題や市民ニーズは多様化していることから、市民、事業者及び行政、それぞれが知を結集し、まちづくりに取り組む多様な主体が連携する仕組みを構築することが求められます。市民が積極的に参画できる社会を構築するとともに、市民の創意工夫による活動を促進することにより、市民が持てる力を最大限に発揮し、想いを形にできる全員参加のまちづくりを進めます。

- 3 地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める  
本市は、青い海と緑の山などの自然環境や火山の恩恵でもある湯量豊富な温泉など、豊かで多様な地域資源に恵まれています。地域の誇りであるこれら資源を保全するとともに磨き上げることで魅力的なまちづくりを進めます。
- 4 心豊かな人を育む  
社会情勢の変化が激しく、新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには、“市民力”が重要になります。心と身体の花康づくり、互いを尊重し思いやりの心を醸成する教育等の実施により、健康で心豊かな市民を育むとともに、観光都市として本市を訪れる全ての方に笑顔を提供できるようおもてなしの心の醸成に努めます。
- 5 多様なつながりと交流をまちづくりに生かす  
住民と移住者との交流、市民の世代間交流、国際交流等、人と人、あるいは周辺市町や姉妹都市とのつながりと交流その他の多様なつながりと交流を生み出し、それらを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、本市のまちづくりに生かしていきます。
- 6 新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める  
Society5.0の到来やSDGsの取組、人生100年時代構想等、我が国は新たな時代に突入しようとしています。自然環境や歴史文化等の本市ならではの魅力を守り、生かしながら、新たな時代に対応したまちづくりを展開します。

#### まちの将来像

「出合い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いろいろ  
～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～」

#### 政策目標

- 4 心豊かな人を育み生涯にわたって学習できるまち  
歴史、文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができるまちを目指し、文化財の保護・保存や歴史に触れる機会の提供、芸術文化活動の支援に取り組んでいきます。

#### 第十一次基本計画（令和3年度（2021）～令和7年度（2025））

##### 【4-6】歴史・芸術文化の振興

###### ①施策が目指す姿

- 対象 市民
- 目指す姿（状態） 歴史、芸術文化に触れ、心を豊かにするとともに、後世に伝えることができる

###### ②現状と課題

- 現状
  - ・本市の恵まれた自然環境がもたらす自然遺産や先人から受け継がれてきた歴史遺産は、地域や関係団体によって受け継ぎ、守られています。
  - ・国指定史跡「江戸城石垣石丁場跡」は、かつて江戸城の石垣用石材が採石された

場所であり、当時を知る上で欠かせない史跡歴史遺産であることから、保存活用計画の策定を進めています。

- ・心豊かな市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すため、平成27年に伊東市文化振興基本構想を策定しました。
- ・市立木下柰太郎記念館では、郷土の偉人木下柰太郎の偉業を紹介し、文化財管理センターでは、原始からの伊東市の歴史を展示しています。
- ・近年、本市の新たな歴史情報を発掘・集約し、伊東市史を改訂しました。
- ・伊東市史を活用し、市民に学ぶ、知る機会を提供しています。
- ・市民の文化活動は活発で、行政は助成や後援により支援しています。
- ・芸術祭や各種教室の開催により、文化に親しむ人を育成しています。

○課題

- ・地域住民への史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の周知
- ・市内文化財の保存活用における総合的なアクションプランとなる文化財保存活用地域計画の作成
- ・歴史講座等を通じた文化財に親しむ機会の拡充及び文化財愛護精神の育成
- ・木下柰太郎記念館及び文化財管理センターの更なる活用
- ・各地域の特色ある伝統芸能の担い手の育成
- ・芸術文化活動団体の連携強化及び活動の活性化

③施策の方針

- ・文化財を保護・保存し、後世に伝えていくため、地域や保存団体と連携を取り、的確な支援と育成に努めるとともに、担い手の育成に努めます。
- ・史跡江戸城石垣石丁場跡保存活用計画に沿った施策実施に努めます。
- ・文化財の保存活用を図るため、文化財保存活用地域計画の作成に取り組みます。
- ・市民が本市の歴史に興味を持ち、進んで学ぶことができる学習機会の充実を図ります。
- ・木下柰太郎記念館及び文化財管理センターの充実に努めます。
- ・芸術文化活動団体を支援し、活動の活性化に努めます。

④役割分担

○市民

- ・文化財を保護・保存することの大切さを学び、後世に伝えます。
- ・積極的に芸術文化活動に取り組みとともに活動の輪を広げていきます。

○行政

- ・文化財保護・保存に携わる団体・個人と連携し、保護や支援をします。
- ・歴史講座、出前講座及び講演会等、市民の学習機会を充実させます。
- ・木下柰太郎記念館及び文化財管理センターを充実させます。
- ・芸術文化活動に取り組む団体・個人を支援します。

○伊東市都市計画マスタープラン【平成23年(2011)3月】 ※一部抜粋

3. 将来都市構造 ～「自然と調和した健康保養都市」の骨格～

(3) 文化系の骨格

文化系の骨格は、“もてなしの文化を醸成する空間”を表します。

将来都市構造図に示す対象には、次のような方針で取り組みます。

第二部 地域別構想

第1章 宇佐美地域まちづくり基本構想

2. 宇佐美地域まちづくり基本構想

(1) 将来の地域構造の考え方 ～『伊東を代表する住宅地に育てよう』

宇佐美地域の市街地は、三方を山の斜面緑地に囲まれた、一体感のある近隣住区が形成されています。

今後は、河川を軸としたまとまりのある住区環境を維持し、道路網や公園を整備し、「伊東を代表する住宅地」としての環境を向上する都市づくりを目指します。

また、宇佐美地域固有の歴史文化遺産等を活用するまちづくりを目指します。

3. 宇佐美地域の将来市街地像

前項の基本構想(まちづくりの方向性)を踏まえ、宇佐美地域の将来市街地像を整理します。

1) 都市環境を形成するための方向性を踏まえた将来市街地像

◆住区の魅力を高めている自然と共生する

<自然地の保全>

巢雲山や周辺の稜線、御石ヶ沢の山地等への開発は、極力抑制します。

市街地を取り囲む斜面緑地やみかん畑の、雨水の保水力を保全・育成し、宇佐美漁港や宇佐美海岸等の海域の水質や生態系を保全します。

→図面中の…保全緑地(森林・農地)

市街地周辺の森林や農用地の、雨水の保水力や浸透力は保全し、都市環境を向上する活用を検討します。

→図面中の…別荘分譲地

自然環境が豊かな地域であることから、良好な景観や環境の維持・向上を図り、市街地からの眺望景観に配慮していきます。

○伊東市景観計画【平成23年(2011)制定・令和3年(2021)改正】 ※一部抜粋

3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(2) 景観形成の基本方針

<基本方針-5>

緑豊かな住宅地景観をつくります。

<基本方針-6>

歴史・文化を大切にした景観をつくります。

○伊東市景観形成基本計画【平成23年(2011)施行・令和3年(2021)改正】 ※一部抜粋

### 3 景観形成の目標

恵まれた自然景観を守り、これと調和した「美しいまち・伊東を育むまちづくり」変化に富んだ海の景観、広がりのある高原の緑の景観を守り、育み、これと調和した美しいまちの顔や緑豊かな住まいの景観を、市民が愛着を持ちながら日々の暮らしの中で育み、魅力ある観光地として、また、市民が誇りを持てる郷土として、発信できるまちをつくりまします。

### 4 景観形成の基本方針

#### (1) 基本方針の体系

目標を実現するための景観形成の基本方針は、以下に示すとおりです。

<基本方針－1> 変化に富んだ海岸をいかした景観をつくりまします

<基本方針－2> 明るい空が感じられる高原景観をつくりまします

<基本方針－3> まちの顔となる景観をつくりまします

<基本方針－4> 親しみのある美しい道路・河川の景観をつくりまします

<基本方針－5> 緑豊かな住宅地景観をつくりまします

<基本方針－6> 歴史・文化を大切にした景観をつくりまします

<基本方針－7> 市民、事業者と行政が一体となって推進しまします

<基本方針－5> 緑豊かな住宅地景観をつくりまします

<方針の内容>

中心市街地の周辺や宇佐美、荻・吉田・川奈などの在来の農漁村集落地とその周辺の住宅地などは、環境整備に併せて周辺の緑地景観と調和した、住民誰もが親しみを持てる、落ち着きのある景観としていまします。

在来の農漁村集落地や周辺住宅地などは、由緒ある神社・史跡などのふるさとの顔となる歴史的な資産や、公園・河川などの拠点となる景観をいかし、これと調和した景観としていまします。

また、南部地域では、高原のイメージを重視した緑豊かな家並みの演出にも配慮していまします。

<具体的な取組みと代表的な対象>

イ 地域の拠点や資産をいかし、ふるさとの顔となる景観づくりを推進しまします。

【対象】 烏川・伊東仲川・伊東宮川、川奈駅周辺、玖須美地区市道沿道、荻交差点付近、吉田地区幹線道路沿道、水田（十足地区、池地区）、各地区の都市公園、史跡など

<基本方針－6> 歴史・文化を大切にした景観をつくりまします

<方針の内容>

歴史・文化的景観を地域の個性、魅力として守っていくとともに、観光やまちづくりにいかしていまします。

市指定文化財の旧木造温泉旅館東海館や、平成28年に国指定文化財に指定された江戸城石垣石丁場跡等については、関連計画との整合を図り、文化財の周辺も含めた歴史的文化的景観の保全、活用等に配慮した景観としていまします。また、既存のウォーキングコース

を効果的に活用した文化財までのウォーキングコース等について検討していきます。また、無形民俗文化財等の伝統行事も大切な景観であり、今後も守っていきます。

<具体的な取組みと代表的な対象>

ア 歴史的文化的資産（文化財等）を保全し、文化財等を活用した景観づくりを推進します。

①文化財等に関しては、地域の貴重な資産として保護・調査に対しての補助等を実施するとともに、より身近に楽しめるように活用します。

②文化財と気軽に接する機会として講演会やシンポジウムを開催し、歴史的な背景に対する市民や観光客の理解と関心を高めます。

【対象】 葛見神社の大クス、八幡宮来宮神社社叢、蓮着寺のヤマモモ、江戸城石垣石丁場跡等

イ 伝統行事等の開催エリアの景観を保全します。

・伝統行事の舞台となる社寺等については、周辺環境も含めて良好な景観を保全します。

【対象】 新井の大祭り諸行事（海上渡御等）、伊東市内の鹿島踊り（宇佐美八幡、宇佐美初津、湯川、新井、富戸）、大室山山焼き等

<基本方針に沿った具体的な対象と取組み>

◆ 歴史・文化を大切にしたい景観をつくりたい ◆

・文化財等：市内唯一の国史跡の江戸城石垣石丁場跡を始めとする歴史的資源は、NPO等の市民団体とも連携し、活用を推進します。

・伝統行事等：伝統行事が行われる社寺等については、周辺環境も含めて良好な景観を保全します。

### （3）重点プロジェクト

重点的な取組みを踏まえ、今後取組んでいく重点プロジェクトを次のとおり定めます。

#### ア 重要景観形成地区の指定

景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を指定し、建築物の誘導等により、景観の整備・保全を図ります。

重要景観形成地区を指定する際、地区の景観つくりのあり方を示す「地区景観形成計画」を策定し、計画に基づいて景観形成を推進します。

#### 【地区指定の考え方】

地区の指定に当たり、以下の点を条件とします。

①伊東らしい、伊東を代表する景観を形成している地区

②伊東市の景観を構成する「自然」「歴史・文化」「市街地や集落地」「観光交流」の景観資源が多く見られる地区

③過去の市民アンケート、ワークショップや景観計画等検討市民会議等で「特に大切にしたい景観、関心の高い景観」等として意見が多く挙がった地区

④景観形成に関する継続的な活動がある、もしくは今後期待される地区

#### 【候補地区】

上記の条件から、10地区を重要景観形成地区の候補地区として選定し、今後、地区住

民と協働していく中で重要景観形成地区の指定に向けて取り組んでいきます。

なお、別荘地については上記の条件を考慮し、今後ふさわしい地区の絞り込みを行っていきます。

歴史・文化	宇佐美北部 石丁場群周 辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳川家康が江戸城を築く際の採石の痕跡が残る場所であり、国指定文化財として指定されている。</li> <li>・地元団体による保存・活用に向けた活動が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な風景及び一体の樹林地を保全し、歴史自然景観や樹林地からの眺望を楽しめるよう配慮する。</li> <li>・「史跡江戸城石丁場跡保存活用計画書」との整合を図り、取組を進める。</li> </ul>
-------	-----------------------	--	---

○第3次伊東市観光基本計画【平成31年度(2019)～令和5年度(2023)】 ※一部抜粋

第6章 地区別の方向性

【地区別方向性】 宇佐美地区

【目指す方向性】 健康と癒しのアウトドアビレッジ

【現状】

- ・海と山に囲まれた自然豊かな地区で、温泉とみかん等の果実狩りが主な観光資源であるが、時代の変化とともに新たな観光魅力の開発が求められている。
- ・地区内には、市内唯一の国史跡である「江戸城石垣石丁場跡」を始めとして、いくつかの歴史文化遺産があるが、これらを貴重な観光資源として十分な活用がされていないのが実状である。
- ・海の観光についても、海水浴客の減少、民宿経営者の高齢化等の問題を抱えている。また、サーフィンや釣りを楽しむ来訪者も多いが、それが必ずしも地区に大きな経済波及効果をもたらす役割を果たしていないのが実状である。

【取組の視点】

<自然や歴史文化資源を生かしたアウトドア体験メニューの充実>

<多様な海・山の楽しみ方の提案>

<他産業と連携した新たな観光資源の開発>

【取組・施策の方向性】

<自然や歴史文化資源を生かしたアウトドア体験メニューの充実>

(1) ウォーキング・サイクリング客等の誘客

宇佐美地区の豊かな自然や歴史文化資源を巡るルートと休憩や食事等のポイントの整備、ガイドシステムの充実等によって、ウォーキングやサイクリング客を誘客し、市内での消費を促す。回遊ルートやツアープログラムの整備に当たっては、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」や市史跡「(歴史古道) 東浦路」及び「宇佐美城址」等、伊東市が保有する歴史文化遺産に焦点を当てることで、歴史好きな中高年層、「歴女」や「城ガール」と呼ばれる若い女性マニア層を対象とした取組も推進する。

(既存の施策)

- ・「ゆったり・湯めまちウォーク」等のウォーキングイベント

- ・ウォーキングルートの整備（地域の歴史・文化資源を生かしたルート開発）

（展開施策例）

- ・歴史文化をテーマとしたツアー開発（国史跡「江戸城石垣石丁場跡」体感ツアー、「吉田松陰と歩く」歴史古道体感ツアー等）
- ・ウォーキングの聖地づくり（多彩なコース設定、イベント、ガイドシステム整備等）
- ・テーマサイクリング・ガイドツアーの開発（寺と仏像巡り等）
- ・eバイク（電動自転車）による高低差のある宇佐美のまち巡りガイドツアー
- ・ITを活用したガイドシステムの整備
- ・巢雲山、大丸山のハイキングコースを活用した誘客

<多様な海・山の楽しみ方の提案>

(1) アウトドアライフを楽しめる場やサービスの充実

海や山の変化に富んだ自然の中で、アウトドアレジャーが楽しめる場所やサービスを充実させ、家族連れやグループで一日楽しめるプログラムの提案等によってアウトドア志向の若者やファミリー層の来訪を促進していく。

（展開施策例）

- ・自然を活用した体験プログラムを提供するサービス事業者、NPO等への活動フィールドの提供（自然体験学習、森林セラピー等）
- ・キャンプ、オートキャンプの受入れ体制整備（民宿等の新たなビジネス開発）
- ・バーベキューパーク、スポット整備、グランピング（高品質キャンプ）施設の誘致（海や山の景観を生かしたロケーションの活用）
- ・アウトドア関連の雑誌やウェブサイト等を通じた情報発信
- ・砂浜を使った健康・癒し教室・体験会の開催（ビーチヨガ、ビーチラン、海岸線ウォーキング等）
- ・宇佐美海岸のユニバーサルビーチ化の検討

(2) 宇佐美地区の魅力を発信するイベントの展開

市内外から多くの来場者を呼び込むとともに、宇佐美地区の観光資源や地場産品等をアピールできるイベントを展開し、地区の魅力を効果的に発信していく。

（既存の施策）

- ・宇佐美地区のシンボルイベントとしてのUsaMIフェスの拡充

（展開施策例）

- ・自然体験型イベントの開催（ロゲイニング、トレイルラン等）
- ・ビーチフェスティバルの開催（スポーツ体験、音楽+海鮮バーベキューパーティ等）
- ・20m道路を活用した市街地活性化イベントの開催（ストリートスポーツ体験、地場産品マルシェ、ソウルフード&地ビールまつり等）

○伊東市文化振興基本構想【平成29年(2017)3月】 ※一部抜粋

<基本構想作成の目的>

全ての市民が文化を創造し、享受できる環境の醸成

<基本方針>

- 文化の多様性を知り、活用する情報発信
- 文化の次世代への継承
- 文化活動活発化に対する効果的な支援
- 文化の創造、振興を担う人材を増やし、文化に親しむ人を育成

<施策の方向性>

- 郷土伊東について、学び、知る機会を支援していきます。
- 伊東にある様々な文化に関する情報を収集し、市内外に発信していきます。また、失われてしまった文化遺産に関する情報など、記録遺産として収集し、その活用を推進していきます。
- 指定文化財をはじめ、市内にある有形・無形の貴重な文化財、地域の伝統的な祭りや行事、芸妓文化などに見られる温泉地としての伊東ならではの文化を後世に伝えていきます。
- 郷土出身の先覚者、郷土の発展につくした人、伊東を訪れた多くの著名人などの情報を伝えていきます。
- 文化に接する機会を広げるとともに、活動の充実を図るため、ハード・ソフト両面の環境整備を進めていきます。
- 学校教育において、様々な文化を学ぶ中で、文化への親しみを醸成していきます。
- 社会教育活動や地域の活動など、生涯学習として捉えられる活動分野と文化活動を結び付けていきます。

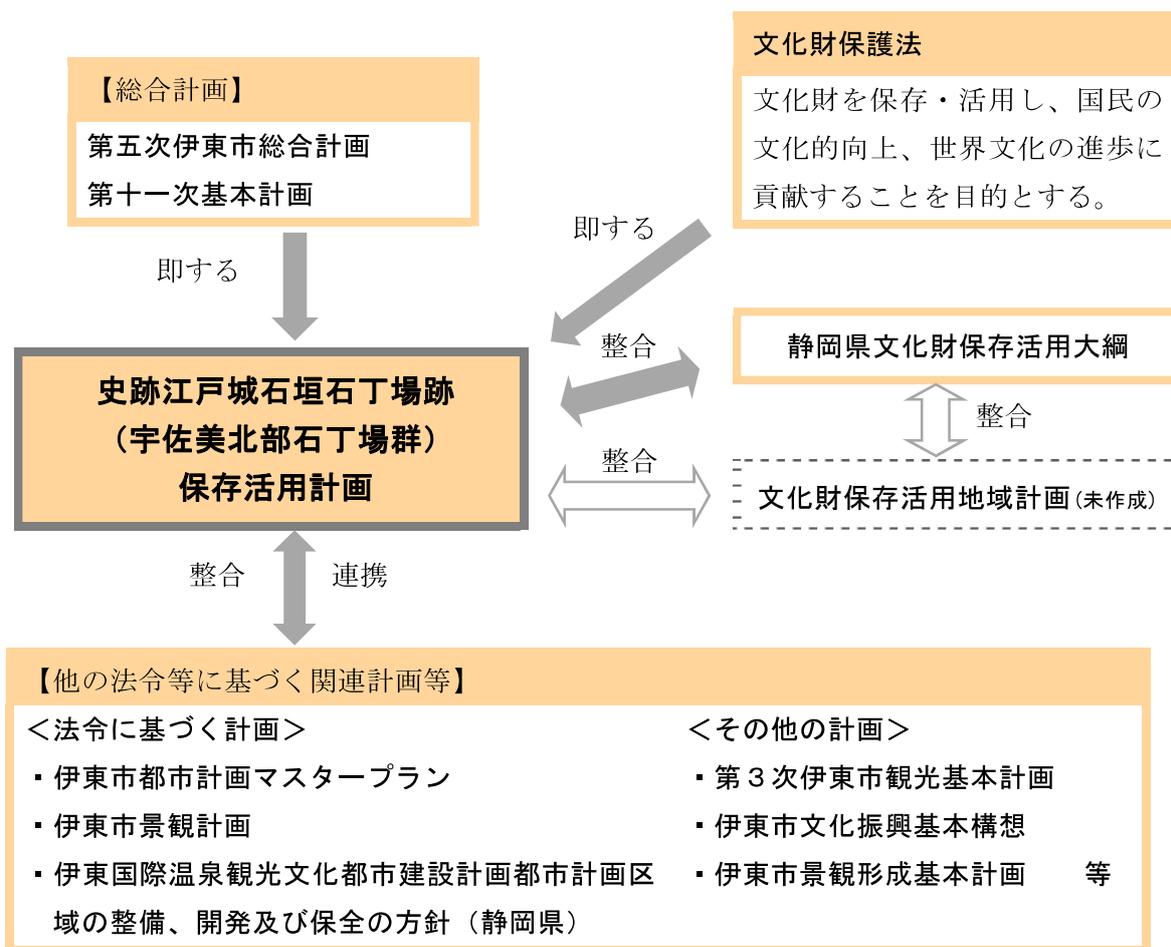


図1-4 本計画と関連計画等との関係

## 5 計画の実施

本計画は、令和3年(2021)4月1日から令和13年(2031)3月31日までの10年間を計画期間とし、本計画の実施・運用の中で発生した新たな事態に対しては、本計画の方針に基づき対処するものとする。

今後実施が見込まれる史跡の整備については、史跡の保存状態及び周辺環境に配慮しつつ進めていく。

史跡の保存・活用の状況についての自己点検を行い、本計画の客観的な見直しの必要性を判断するものとする。

なお、第12章で述べるように、PDCAサイクルに従って計画を実施していくものとする。